

奈良県選挙管理委員会告示第百二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、曾爾村選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十三年三月二十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 瞩 喜

曾爾村児童館	名 称
宇陀郡曾爾村大字山粕一二八六	所 在 地